

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	健康増進法関係業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法関係業務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 【健康診査及びがん検診等の実施に関する事務】健康増進法に基づき、市民の各種検診の実施、健診結果等の指導・監督を行う。 番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報連携ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 【対象となる検診(一次及び精密)の種類】 胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周病疾患検診
③システムの名称	健康づくり情報システム、衛生システム、庁内連携システム(共通基盤システム)、宛名管理システム、健康情報管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

がん検診等情報ファイル、健康情報管理システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康長寿課
②所属長の役職名	健康長寿課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I-5、②所属長	保健センター所長 八幡 建志	保健センター所長 平田 員章	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	II-1、いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年7月7日	II-2、いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年7月7日	公表日	平成28年3月4日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	I-5、②所属長の役職名	保健センター所長 平田 員章	保健センター所長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	II-1、いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年7月11日	II-2、いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年7月11日	公表日	平成29年7月7日	平成30年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II-1、いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	II-2、いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	公表日	平成30年7月11日	令和1年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年10月8日	II-1、いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過に伴う再評価
令和2年10月8日	II-2、いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過に伴う再評価
令和2年10月8日	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	なし	事後	委託以外で情報を提供していないため。
令和2年10月8日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	なし	事後	情報連携を行っていないため
令和2年10月8日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	なし	事後	情報連携を行っていないため
令和3年10月15日	I-5-①部署	保健福祉部 保健センター	健康福祉部 健康長寿課	事後	担当課の変更による
令和3年10月15日	I-5-②所属長の役職名	保健センター所長	健康長寿課長	事後	担当課の変更による
令和3年10月15日	I-7 請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市保健福祉部保健センター健康診査担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0530	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512	事後	担当課の変更による
令和3年10月15日	I-8 連絡先	徳島市保健福祉部保健センター健康診査担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0530	徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512	事後	担当課の変更による
令和3年10月15日	II-1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	担当課の変更による
令和3年10月15日	II-2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	担当課の変更による
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事前	

[illegible]